

平成30年 第5回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成30年5月10日(木)午後1:30~2:20
2. 場所 : 山村開発センター 1階 中会議室
3. 出席委員 (9人)

職名	番号	氏名
会長	10	工藤 昭治
委員	1	田守 和人
〃	2	谷地村 久人
〃	4	高見 憲正
職務代理	5	小坂 敏
委員	6	長井 進
〃	7	長根 孝衛
〃	8	小澤 守昭
〃	9	佐藤 光男

4. 欠席委員 (1人) 3番 佐藤 久美子

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第5号 農地法第3条第6号の規定に基づく農地等の利用状況報告書の受理について

日程第4 議案第10号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

日程第5 議案第11号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
(議事参与の制限)

日程第 6 議案第 12 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第 7 議案第 13 号 平成 29 年度農業委員会活動の点検報告並びに平成 30 年度農業委員会活動の目標とその達成に向けた活動計画の公表について

日程第 6 議案第 14 号 非農地証明願について

(平成 30 年第 5 回 5 月の総会)

議 長	<p>会議に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、4 番、高見憲正君にお願いします。</p>
	<p>(新郷村村民憲章の唱和)</p>
議 長	<p>本日の出席委員数は 9 名で、定足数に達しておりますので、これより平成 30 年第 5 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第 1、議事録署名委員の指名についてを、議題とします。 議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。</p>
	<p>異議なし</p>
議 長	<p>それでは、議事録署名委員には、5 番、小坂 敏君並びに 8 番、小澤守昭君を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程第 2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>(諸般の報告について朗読と説明)</p>
議 長	<p>次に日程第 3、報告第 5 号 農地法第 3 条第 6 号の規定に基づく農地等の利用状況報告書の受理についてを、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>2 ページをお開きください。 日程第 3 報告第 5 号 農地法第 3 条第 6 項の規定に基づく農地等の利用状況報告書の受理について説明いたします。 このことについて、農地法第 3 条第 6 項の規定に基づく農地等の利用状況報告書を別紙のとおり受理したので、報告いたします。 解除条件付きの賃貸借、使用貸借をした個人または法人は毎事業年度の終了後、3 ヶ月以内に利用状況報告書を農業委員会に提出することになっております。</p>

	<p>平成 29 年度は、有限会社平葎建設、株式会社山の郷、財団法人新郷村活性化公社、青森農産株式会社の 4 社から報告がありました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、作物の種類、生産数量などについて平葎建設は 3 ページから 6 ページ、株式会社山の郷は 7 ページ、財団法人新郷村活性化公社は 8 ページから 10 ページ、青森農産株式会社は 11 ページから 14 ページ、となっております。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議 長	ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
長根委員	はい、議長。
議 長	7 番、長根委員。
長根委員	青森農産は平成 29 年度からの作付けなので、生産はきゅうりだけですか。
事務局	はい、そうです。
長根委員	わかりました。
議 長	質疑意見、ございませんか。
	質疑意見なし
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>次に、日程第 4、議案第 10 号、農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてを、議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>15 ページをお開きください。</p> <p>日程第 4 議案第 10 号農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてご説明いたします。</p> <p>農地所有適格法人は農地法第 6 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会に報告することとなっております。</p> <p>その報告は農地法施行規則第 58 条第 1 項により、毎年事業年度の終了後 3 か月以内と定められています。</p> <p>よって今回は別紙のとおり、青森農産株式会社から農地所有適格法人報告書の提出がありました。</p>

	<p>16 ページ、17 ページの農地所有適格法人要件確認書において、すべての要件を満たしているものであります。</p> <p>19 ページから農地所有適格法人報告書の写し、22 ページから 28 ページに定款の写し、29 ページから 30 ページに履歴事項全部証明書の写しを添付してありますので、参考に願います。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
議 長	ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
高見委員	はい、議長。
議 長	4 番、高見委員。
高見委員	青森農産株式会社に限らずですが、農地所有適格法人の代表又は役員等が変更になった場合は、農業委員会に報告はあるのですか。
議 長	事務局、お願いします。
事務局	毎年、書類を提出してもらいますので、要件等で確認できます。
高見委員	年度の途中で、役員等が変更になった場合は、どうなのですか。
事務局	<p>その場合は、報告を求めます。</p> <p>議決権の関係がありますので、構成員の過半数が農業構成員では無いと農業所有適格法人の枠からはずれるため、確認が必要になります。</p>
高見委員	わかりました。
議 長	質疑意見、ございませんか。
	質疑意見なし
議 長	<p>質疑、意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 10 号を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p>
	異議なし
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 10 号は原案のとおり承認されました。</p>

議 長	<p>次に、日程第 5、議案第 11 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを、議題といたします。</p> <p>議案第 11 号については、7 番長根委員が利害関係人となっている事案でありますので、農業委員会に関する法律第 31 条、議事参与の制限により、当該事案の審査開始から終了まで 7 番、長根委員は退室してください。</p>
長根委員	はい。
	(長根委員退室)
議 長	それでは、受付番号第 7 号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>31 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 5、議案第 11 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について、説明いたします。</p> <p>農地法第 3 条の規定により、別紙申請書のと通りの申請があったので審議を求めるものでございます。</p> <p>32 ページをお開き下さい。</p> <p>議案第 11 号、受付番号第 8 号の申請は譲受人が事業規模拡大のため、使用貸借権の設定で設定期間は 5 年です。</p> <p>32 ページに議案書の写し、33 ページに農地法 3 条 1 項の調査書、34 ページに許可申請書の写し、35 ページに使用貸借契約書の写し、36 ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>また、33 ページに農地法第 3 条 1 項の調査書記載のとおり、周辺農地の状況及び地域調和、下限面積等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、議案第 11 号受付番号第 8 号の説明を終わります。</p>
議 長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を 2 番、谷地村委員から報告を求めます。
谷地村委員	<p>議案第 11 号、受付番号 8 号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号 7 号の申請地の登記地目は畑であり借り受け人は、利用効率及び経営規模拡大のため申請されたものです。</p> <p>また、利用状況からみても特段問題無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等につい</p>

	<p>ては、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 11 号を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 11 号は原案のとおり決定しました。</p> <p>議案第 11 号の審議はすべて終了しました。</p> <p>7 番、長根委員を入室させてください。</p>
	<p>(長根委員入室、着席)</p>
議 長	<p>次に、日程第 6、議案第 12 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>37 ページをお開き下さい。</p> <p>議案第 12 号、受付番号第 7 号の申請は譲渡人が引き続き農業者年金を受給のため、使用貸借権の再設定で、設定期間は 10 年です。</p> <p>38 ページから 39 ページに議案書の写し、40 ページに農地法 3 条 1 項の調査書、41 ページから 42 ページに許可申請書の写し、43 ページに使用貸借契約書の写し、44 ページから 46 ページに位置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>また、40 ページに農地法第 3 条 1 項の調査書記載のとおり、農作業常時従事、地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。なお、利用状況調査については、農業者年金を引き続き受給するためのものであり、省略いたしました。</p> <p>以上、受付番号第 7 号の説明を終わります。</p> <p>引き続き、47 ページをお開きください。</p> <p>議案第 12 号、受付番号第 9 号の申請は譲受人が事業規模拡大及び経営</p>

	<p>安定のため、売買の許可申請です。</p> <p>47 ページに議案書の写し、48 ページに農地法 3 条 1 項の調査書、49 ページに許可申請書の写し、50 ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。なお、売買価格は議案書記載のとおりです。</p> <p>また、48 ページ農地法第 3 条 1 項の調査書記載のとおり、周辺農地の状況及び地域調和、下限面積等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、議案第 12 号、受付番号第 9 号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を 7 番、長根委員から報告を求めます。</p>
長根委員	<p>議案第 12 号、受付番号 9 号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号 9 号の申請地の地目は畑であり、売買後も畑としてとして利用するということでもあります。</p> <p>譲受人は長芋を作付しており、事業規模拡大および連作障害回避のため、申請したものであります。</p> <p>また、利用状況や経営面積からみても、特段問題無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
議 長	<p>質疑、意見ございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 12 号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 12 号は原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、日程第 7、議案第 13 号、平成 29 年度農業委員会活動の点検評価案並びに平成 30 年度農業委員会活動の目標案についてを、議題とい</p>

	<p>たします。</p> <p>事務局より、議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>51 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 7、議案第 13 号、平成 29 年度農業委員会活動の点検評価案並びに平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について説明します。</p> <p>農業委員会の適切な事務実施について、平成 21 年 1 月 23 日付け 20 経営第 5791 号農水省経営局長通知に基づき、別紙の平成 29 年度点検・評価案並びに平成 30 年度の目標とその達成に向けた活動計画案について、農業委員会の決定を求めるものです。</p> <p>52 ページをお開き願います。</p> <p>本案については、総会承認後、村内の掲示場に告示、更に農業委員会のホームページに 1 ヶ月以上載せて村内の農業者から意見要望を募集し、農業者からの意見要望について農業委員会としての考え方を整理し、これを公表するとともに、県を通じて東北農政局に報告することになっております。</p> <p>それでは、概要を説明します。</p> <p>初めに 5 ページからは平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案となっております。</p> <p>53 ページに 1、農業委員会の概要の状況について記載してございます。54 ページに 2、担い手への農地の利用集積・集約化について、活動内容実績等を記載してございます。55 ページに 3、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について、認定農業者の参入実績について記載してあります。56 ページに 4、遊休農地に関する措置に関する評価について実績等を記載してございます。</p> <p>57 ページに 5、違反転用への適切な対応について目標及び実績を記載してございます。58 ページから 59 ページに 6、農地法等によりその権限に属された事務関する点検、60 ページに 7、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容について、8、事務の実施状況の公表等について記載しております。</p> <p>これで平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案の概要説明を終わります。</p> <p>つづいて、61 ページからは平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画案となっております。</p> <p>1 の農業委員会の状況からはじまりまして、次のページの 2 の担い手</p>



	<p>への農地の利用集積・集約化でございますが、昨年度と同様に 10ha を目標としております。また、3 の新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございますが、今年は、3 経営体の参入を目標としてございます。</p> <p>63 ページからは 4 の遊休農地に関する措置ですが、今年も昨年と同様の目標を掲げております。5 の違反転用への適正な対応についてですが、これは、農地法の違反転用に関する情報の周知徹底を図ることとしております。</p> <p>以上で、平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画案の概要説明を終わります。</p> <p>なお、今回の総会で決定をしていただきましたら、告示しますのでよろしく申し上げます。</p> <p>これで、議案第 13 号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 13 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 13 号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、日程第 8、議案第 14 号、非農地証明願いについてを議題といたします。受付番号第 1 号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>64 ページをお開き願います。</p> <p>日程第 8、議案第 14 号、非農地証明願いについてをご説明いたします。</p> <p>農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断を、別紙のとおり依頼があったので審議を求めものです。</p> <p>受付番号第 1 号について、内容説明いたします。</p> <p>65 ページ、受付番号第 1 号の非農地証明願いは、平成 30 年 2 月 14 日に申請があり、同日受付しております。</p> <p>申請人および証明を受けようとする土地については、66 ページ記載</p>

	<p>のとおりです。</p> <p>非農地に至った理由及び現在の管理状況について、現況は長年耕作しておらず、低灌木が多く生えており、荒地のなっている状況で農地への復旧は困難な状況です。</p> <p>65 ページに議案書の写し、66 ページに非農地証明願いの写し、67 ページから 70 ページに登記事項証明書の写し、71 ページに公図の写し、72 ページに位置図の写し、73 ページから 76 ページに現況写真を添付してありますので、参考に願います。</p> <p>以上、受付番号 1 号について説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を 7 番、長根委員から報告を求めます。</p>
長根委員	<p>議案第 14 号、受付番号第 1 号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>以前は、牧草地として耕作していましたが、現在酪農をやめているため、耕作していない状況です。</p> <p>現在は、立木も多く、荒地になっているため、農地への復元は困難と思われるます。</p> <p>よって、非農地証明をしても問題ないと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
高見委員	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>4 番、高見委員。</p>
高見委員	<p>いま、承認となって非農地となった時に、土地が債権とかに入っていることを確認するのですか。</p>
事務局	<p>登記簿謄本を添付してもらうので確認できます。</p> <p>今回の議案は資料 70 ページを見ていただきたいのですが、債権が設定されていますが、農業委員会としては、差支えありません。</p>
高見委員	<p>農業委員会として、非農地となった場合、債権者に連絡するのですか。</p>
事務局	<p>本人と債権者との事なので、農業委員会からは連絡しません。</p>

高見委員	わかりました。
議 長	質疑意見、ございませんか。
	質疑意見なし
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>引き続き、日程第 8、議案第 14 号、非農地証明願いについてを、議題といたします。受付番号第 2 号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>受付番号第 2 号について内容をご説明いたします。</p> <p>77 ページをお開き願います。</p> <p>受付番号第 2 号の非農地証明願いは、平成 30 年 4 月 10 日に申請があり、同日受付してございます。</p> <p>申請人及び証明を受けようとする土地については、78 ページ記載のとおりです。非農地に至った理由及び現在の管理状況について、現況は 10 年ほど耕作しておらず、公衆用道路として利用されており、農地への復旧は困難な状況です。</p> <p>77 ページに議案書の写し、78 ページに非農地証明願いの写し、79 ページに登記事項証明書の写し、80 ページに位置図の写し、82 ページから 83 ページに現況写真を添付してありますので参考に願います。</p> <p>以上、受付番号 2 号について説明を終わります。</p>
議 長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を 2 番、谷地村委員から報告を求めます。
谷地村 委員	<p>議案第 14 号、受付番号第 2 号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>村道から接続する畑を管理するための道路が、急峻で道幅が狭く、車両の走行にも不便をきたすため、以前から畑からの進入口を管理用道路として利用してきており、畑として耕作できない状況であるため、農地への復元は困難と思われれます。</p> <p>よって、非農地証明をしても問題ないと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。

	質疑意見なし
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第 14 号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。
	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 14 号は原案のとおり決定しました。
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、平成 30 年 第 5 回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成 30 年 月 日

議長

署名者

署名者